

【諮問第102号】

13川公審第27号
平成13年8月17日

川崎市長 高橋 清 様

川崎市公文書公開審査会
会 長 多賀谷 一 照

公文書閲覧等請求に対する一部公開処分に関する不服申立てについて（答申）

平成12年9月22日付け12川総庶第702号をもって川崎市長から諮問のありました公文書閲覧等請求に対する一部公開処分に関する不服申立ての件について、次のとおり答申します。

- (1) 火災調査報告書第27号様式の原因欄のうち、「発火源」及び「着火物」を非公開とした理由について

消防法第34条第2項の規定による法令秘の原則のほか、条例第7条第1項第1号に定める個人の生活事項について特定の個人が識別され得る情報であり、個人のプライバシーを侵害すると判断する。

- (2) 条例第7条第1項第2号の準用について

本条は、法人その他の団体又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を前提としており、本件は該当しないと判断する。

- (3) 消防法第4条第6項の「みだりに」の解釈について

「みだりに」とは、「正当な理由なくして」の意であると解釈する。

上記のとおり、不服申立人が求めている「発火源」及び「着火物」については、法令秘の原則及び個人の生活事項について特定の個人が識別され得る情報と判断するので、非公開とした。

5 審査会の判断

- (1) 実施機関は、公開できない部分の非公開の理由について、火災調査報告書の原因欄のうち、「発火源」、「着火物」については、個人情報（条例第7条第1項第1号）及び法令秘情報（条例第7条第1項第4号）に該当し、その余については、法令秘情報（条例第7条第1項第4号）に該当するとしている。

このうち、法令秘情報の根拠となるべき法令は、消防法第34条第2項による同法第4条第6項の準用ということである。

同項は「検査又は質問を行った場合に知り得た関係者の秘密をみだりに他に漏らしてはならない」と規定している。

これは、このような検査の際には、関係者の私的な秘密に接する機会が多いことから、特に注意的に規定されたものとされている。

この秘密の範囲及び対象は、「検査及び質問を行った場合に知り得た関係者の秘密」であるから、本件のような火災原因等の調査のための立入検査については、まさにその「検査の際に知り得た関係者の秘密」である。

そこで、ここで予定されている関係者の「秘密」とは、どのようなものを示すものであるかということが明らかにされなければならないのであるが、消防法には特に、これを明確にするべき規定はなく、これについては、専ら解釈運用に委ねられており、行政上の解釈運用によれば、「秘密」とは、一般に了知されていない事実であって、それを一般に了知せしめることが一定の利益の侵害（不利益）になると客観的に考えられるものをいうとされている（行政実例・昭和30年2月18日自公発第23号）。

つまり、「そのことを一般に知られることが、本人の不利益になると客観的に考えられるような場合、すなわち、社会通念上、一般の人がもし自分にそのような事実があれば、それを他人に知られたくないと思うかどうかによって判断すべきである」と解釈されている。

- (2) これを前提として、本件対象公文書について、実施機関が消防法の上記規定に基づいて、非公開とした処分の当否について、順次検討することとする。

(3) 火災調査報告書について

実施機関が非公開とした箇所は，出火場所，火元区分の権限区分と職業・氏名・年齢欄，出火者の職業・氏名・年齢欄，り災程度欄のり災場所を特定すべき部屋番号等と，り災面積，焼損棟数，焼損床面積，焼損表面積，損害額，り災世帯，り災人員，原因欄の各記載，及びその〔概要〕欄である。

これらは，いずれも火災原因等の調査のための立入検査によって知り得た事項であることは明らかである。

そして，火元区分の権限区分と職業・氏名・年齢欄，出火者の職業・氏名・年齢欄，原因欄の各記載，及びその〔概要〕欄は，当該火事を出してしまった個人としては，氏名等のもとより，火事の原因についても，これを知られたくないと考えられるから，「秘密」に該当する。次に，り災程度欄のり災場所を特定すべき部屋番号等と，り災面積，焼損棟数，焼損床面積，焼損表面積，損害額，り災世帯，り災人員は，いずれもり災者であるところの個人の被害の状況に係るものであって，り災者としてどのような被害と損害を被ったかは，他人に知られたくないと考えられるから，前記の「秘密」に該当するものと判断され，これらを法令秘情報として，非公開とした実施機関の処分は妥当である。

(4) 書類目録について

書類目録のうち，非公開とされたのは，質問調書の各供述者の氏名である。

これらは，火災の状況等に関する質問調書が公開されているので，その供述者を特定することができる情報ということになるから，これら質問調書と併せれば，火災の状況，被害等，他人に知られたくない情報が明らかになるおそれがあり，これらを法令秘情報として，非公開とした実施機関の処分は妥当である。

(5) 火災原因判定書について

非公開とされた出火場所，その責任者職氏名欄のうち，責任者氏名・職業欄はもとより個人の識別できる情報であり，個人の「秘密」に該当する。

出火場所については，当該火事を出してしまった個人としては，これを知られたくないと考えられるから，「秘密」に該当すると判断される。

「1 覚知の状況」の具体的な事実関係，「2 初期消火活動の状況」，「3 火災が拡大した理由」，「4 消防用設備等の設置及び使用状況」，「5 防火管理の状況」及び「6 避難状況」の各記載も，同様に，出火の状況等に関するものであるから，出火場所の場合と同じく「秘密」に該当すると判断される。

「9 原因の判定」の各記載は，出火の状況等に関するもの，及びり災状況を示すものであるから，出火場所の場合と同じく「秘密」に該当すると判断される。

「7 捜査機関との連絡」の記載は，捜査の秘密に関するものであり，「秘密」に該当するものと判断される。

その余の配置図，写真等についても，同様にり災状況に関するものであり，り災者としてはそのり災状況は第三者に知られたくない情報であると考えられるから，「秘密」に該当するものと判断される。

(6) 質問調書について

質問調書は，いずれも，特定の被聴取者が，それぞれ家族の状況，り災に至る経緯

等、り災した室内の状況に関するものであり、り災者としてはそのり災状況は第三者に知られたくない情報であると考えられるから、「秘密」に該当する。

(7) 不動産損害明細書について

不動産損害明細書のうち、火元、その責任者、建物の所在地関係者、り災世帯人員は、いずれも、個人を特定するに十分なものであり、面積、焼き程度、損害額、火災保険の各欄は個々の個人のそれぞれのり災状況を明確にしているものであるから、これらを総合すれば、り災者の個々のり災状況が明らかとなり、これは第三者に知られたくない情報であると考えられるから、これも「秘密」に該当する。

(8) 動産損害明細書について

動産損害明細書のうち、火元、その責任者、届出者住所氏名年齢、職業、世帯人員の各記載は、いずれも、個人を特定するに十分なものであり、各種動産の損害額、火災保険の各欄は個々の個人のそれぞれのり災状況を明確にしているものであるから、前記不動産損害明細書と同様の理由により、これも「秘密」に該当する。

(9) 火災原因と守秘義務

ところで、不服申立人の公開を求めている趣旨を善解するならば、火災原因が明確にされることによって、再発防止に資するということであると推測される。

そこで、立入検査によって得られた火災原因等の調査結果を公表することがあるが、これが消防法第34条第2項による同法第4条第6項の準用によって定められている守秘義務に違反するかどうかという点について、検討することとする。

これについては、参考とされる判例として「呉市火災原因調査公表慰謝料請求事件」(広島地裁呉支部昭和56年3月26日判決)が引用される(消防法の研究、関 東一著、東京法令出版104頁。判例消防法学入門、石毛 平蔵著、東京法令出版32頁)。

この事件は、広島県呉市内のアパートから出火し、付近の4棟も全焼したという火災事故について、呉市消防局と所轄警察署が、火災原因について、同アパート居住者の母親Aの電気コンロの不始末と推定される旨報道機関に発表したところ、Aが事実反するものであるとして名誉を毀損されたとして慰謝料請求を求めた事件である。

これについて、裁判所は、火災の原因を推定したことについては、「合理的な根拠に基づいてなされているもの」としてその真実性を認め、これを公表したことについて「呉市消防局が将来の類似火災の発生予防のため、専ら公共の利益を図るためになした正当な職務行為の範囲に属するものであると認めることが相当であり、これをもって違法な行為ということとはできない」とした。

これは、このような火災原因の公表が「みだりに他に漏らすこと」に当たらないことを意味していると解される。

この解釈に従うならば、火災原因に係る部分(即ち、火災調査報告書の火元区分欄、出火者欄、原因欄の、出火箇所、発火源、経過、着火物の各記載、及び[概要]欄の非公開部分、火災原因判定書の「9 原因の判定」の箇所の非公開部分のうち、「のウ」の10行目以下、末行まで)については、公開することが、「みだりに他に漏らすこと」に当たらず、法令秘情報に該当するとは解し得ない。

(10) 個人情報

上記のように、法令秘情報に該当しないと解される非公開部分があるが、実施機関

は、これらの非公開部分については、個人情報にも該当するとしているので、この点について更に検討する。

条例第7条第1項第1号は「個人生活事項について特定の個人が識別され、又は識別され得る情報」（個人情報）について同第1号のア、イ、ウに該当する場合以外は非公開としている。

本件対象公文書が、このいずれかに該当するということはないから、その意味では、個人情報である限り、非公開ということにならざるを得ない。

ところで、川崎市情報公開条例は、平成13年3月29日に改められ、公文書の開示義務については、新条例の第8条に規定が置かれている。

そして、個人情報については、同条第1号に新たに「イ」として「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」が例外的に公開すべき情報として、付け加えられた。

そして、対象となっている非公開部分の情報は、火災原因に係るところであるから、火災原因を明らかにし、火災による生命・身体・財産被害に関する再発を防止するという観点から、まさに「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当すると言い得る。

もっとも、この新しい条例は、平成13年4月1日施行であり、施行後の不服申立てに適用があると解されるから、この施行前に不服申立てがなされている本件不服申立てについて、直ちに適用できるものではない。

しかし、単に施行の前後で、現に、新条例が施行された後に審査がされている事案について取扱いを異にすることは公正を欠くこととなるので、少なくともこの趣旨を類推することは許されると解される。

そこで、この観点から、前記に挙げた火災原因に係る部分を検討すると、特定の個人名、職業等は、これを明らかにすることによって、特に再発防止に資するものとは解されないから、火災調査報告書の火元区分欄、出火者欄は、個人情報であり、かつ、前記新条例第8条第1号「イ」には該当しないものであり、非公開とされるべきものである。

また、[概要]欄の非公開部分のうち、1行目に2箇所ある非公開部分のうち、1箇所目は、特定の個人名であり、また2番目の非公開部分のうち、最初の2字も特定の個人の識別に関するものであるから、これを明らかにすることによって、特に再発防止に資するものとは解されないから、同「イ」には該当しないものとして、非公開とされるべきである。

また、火災原因判定書の「9 原因の判定」の箇所の非公開部分のうち、「のウ」の10行目の5字目から10字目までの箇所、及び「のウ」の16行目の括弧内の非公開部分は、これも特定の個人名及び個人を識別するための情報であり、これを明らかにすることによって、特に再発防止に資するものとは解されないから、同「イ」には該当しないものとして、非公開とされるべきである。

(11) 結論

以上の検討の結果として、実施機関が個人情報及び法令秘情報を根拠として非公開とした部分のうち、火災調査報告書の原因欄の、出火箇所、発火源、経過、着火物の

各記載，[概要] 欄の 1 行目の 2 箇所ある非公開部分のうち，2 番目の最初の 2 字を除く非公開部分，及び 2 行目，3 行目の非公開部分，並びに火災原因判定書の「 9 原因の判定」の箇所の非公開部分のうち，「 (1) のウ」の 10 行目から 16 行目の「 (添付)」の前までの非公開部分については，10 行目の 5 字目から 10 字目までを除いた部分については，公開すべきである。

以上の次第で，審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市公文書公開審査会 (五十音順)

委員 小林 美智子

委員 高岡 香

委員 多賀谷 一 照

委員 福江 裕 幸

委員 安富 潔